

【第一問】－30 点－

問 1（15 点）

- (1) 酒税法では、「酒類」を定義した上で、主として原料及び製造方法の差異により分類された各品目について、アルコール分等一定の成分上の要件が加えられて定義されており、発泡酒は、酒税法上の酒類の品目の一つである。

本問は、「発泡酒」の定義について理解しているかを問うものである。

- (2) 酒類製造者が税務署長に期限内申告書を提出した場合において、その他の要件に該当する場合には税務署長は一定の期間及び一定の金額について酒税の納期限を延長することができる」とされている。

本問は、酒税の納期限の延長の効果について理解しているかを問うものである。

- (3) 酒税法は日本国内で消費される酒類について酒税を課すものであり、酒類製造者が輸出する目的で製造場から移出した酒類については、輸出免税の制度により酒税を免除することとされている。租税特別措置法第 87 条の 6 において、外国人旅行者等に販売する目的での酒類の移出は、その外国人旅行者等がその出国の際に国外に持ち出す場合には国内で消費するものでないため、「輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税」により輸出する酒類と同様に酒税を免除することとされている。

本問は、輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税の趣旨について理解しているかを問うものである。

- (4) 酒税法第 14 条において、酒類の販売業免許を受けた酒類販売業者が一定の事由に該当した場合には、税務署長は酒類の販売業免許を取り消すことができるとされている。

本問は、酒類の販売業免許の取消事由について理解しているかを問うものである。

- (5) 酒税法第 44 条第 1 項において、酒類製造者が製造免許を受けずに製造した原料用酒類を税務署長の承認を受けずにその製造場から移出することを禁止している。

本問は、酒税法第 44 条第 1 項において、原料用酒類の移出を禁止している趣旨を理解しているかを問うものである。

問 2（15 点）

酒税法第 28 条第 1 項において、一定の条件を満たして酒類を移出した場合には当該移出に係る酒税を免除する（未納税移出）とされている。

本問は、未納税移出の規定の趣旨及び適用要件を理解しているかを問うものである。

【第二問】－70 点－

本問は、事例を基に製造場から移出した酒類について、①酒類の品目、②その判定理由、③その酒類の課税標準数量に対する本則税額、④その酒類の課税標準数量に対する酒税額、⑤控除を受けようとする酒税額、⑥納付すべき酒税額までの算出を求める問題である。

現行酒税法では、酒類をその原料、そして醸造、蒸留、混和の製造方法や、発泡性といった性状の違いによって、17 品目に分類し、それぞれに異なる税率を適用して酒税額を計算することとなっており、これが酒税の課税上の基本となっている。

そこで、

- (1) 製造方法等による酒類の区分を理解しているか。
- (2) 各品目の税率の計算方法を理解しているか。
- (3) 酒税の課税標準の規定や免税の規定を理解しているか。
- (4) 租税特別措置法に定める酒税の税率の特例の規定を理解しているか。
- (5) 戻入控除の適用要件及び控除額の計算方法を理解しているか。

という観点から出題している。

具体的には、品目判定について、例年と同様 8 つの酒類を出題し、

- ① 原料、製造方法等を踏まえた酒類の品目判定及び判定に至った理由、
- ② 品目を判定した酒類に対する課税標準数量、
- ③ 酒類の品目ごとに適用すべき税率と本則税額、
- ④ 酒税の税率の特例の適用後の酒税額、
- ⑤ 酒税額から控除することのできる戻入控除の適用を受ける数量、
- ⑥ 最終的に納付すべき酒税額

の、大きく 6 点について、計算過程とともに記載を求め、その理解を問うものである。